

東京都台東区防災会議条例

昭和38年7月1日

条例第10号

災害対策基本法第16条第5項に基づき制定

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、東京都台東区防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 台東区地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、区長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、区長をもつてあてる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもつてあてる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから区長が任命する者
- (2) 陸上自衛隊第1師団の隊員のうちから区長が任命する者
- (3) 東京都の知事の部内の職員のうちから区長が任命する者
- (4) 警視庁の警察官のうちから区長が任命する者
- (5) 区長がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 区教育委員会の教育長
- (7) 東京消防庁の消防吏員のうちから区長が任命する者
- (8) 消防団長で区長が任命する者
- (9) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関の役員若しくは職員又は区内公共的団体の役員のうちから区長が任命する者
- (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから区長が任命する者

6 前項の委員の総数は、55人以内とする。

7 第5項第9号及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任

者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、東京都の職員、区の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから区長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事運営について必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和50年7月1日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和50年12月15日条例第55号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成8年9月26日条例第54号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成12年3月24日条例第48号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成18年3月24日条例第36号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成25年3月25日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。